

## 。危害予防 6 原則

1. 射撃をする場合のほか、銃を手にしたときは必ず「抜弾してあること」を確認すること。
2. 銃は、たとえ「抜弾してあること」を確認しても、絶対に人または人のいる方向へ銃口を向けてはならない。
3. 銃を置く場合は、必ず銃を「安全な状態」（ボルト式の銃にあってはボルトを開き自動式の銃にあっては安全装置を施し、弾倉式の銃にあっては弾倉を取り外すか、または弾倉をひらく）にしなければならない。
4. 銃を他人に手渡すときは、必ず抜弾してあることを確認し、前項による「安全な状態」にして手渡さなければならない。
5. 許可なく他人の銃には絶対に手を触れてはならない。
6. 射撃終了後は必ず銃口カバーをすること。

射手は、この6項目を反復復習且つ実行し、第二の天性とするまでにしなければならない。